

# 出水市立米ノ津中学校 P T A会則

## 第1章 総則

**第1条[名称]** この会は、出水市立米ノ津中学校 P T Aとよび、事務局を米ノ津中学校内に置く。

**第2条[目的]** この会は、保護者と学校職員とがお互いに積極的に協力して、家庭・学校及び社会における生徒の健全な成長と福祉の増進を図ることを目的とする。

2 この会は、家庭と学校との連絡を密にし、教育の向上と発展を図る。

**第3条[事業]** この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員の知識・教養の昂揚を図るための活動。
- (2) 教育施設の整備、生徒の福利厚生を増進を図るための活動。
- (3) この会の運営に必要な資金調達のための活動。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な活動。

**第4条[会員]** この会は次の者をもって組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代わる者。
- (2) 本校に勤務する職員及び P T A 事務職員。
- (3) 本会の目的に賛同し、会員の推薦により理事会が承認した者。

## 第2章 役員

**第5条[役員]** この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 4 名(教頭を含む)
- (3) 書記会計 1 名
- (4) 学年委員長
- (5) 専門部長 5 名
- (6) 会計監査委員 3 名
- (7) 会長、副会長、書記会計は 3 役とする。

2 この会に顧問(校長)を置く。

**第6条[業務]** 役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括し、財産の管理及びその他会に関する一切の責任を負う。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にその代理をする。

(3) 副会長(教頭)は、学校との調整を図る。

(4) 書記会計は、会の活動を記録し、会計の処理を行う。

(5) 学年委員長・副委員長は、学級委員長から諮問された事項や学年 P T A 活動に必要な事項を行う。

(6) 専門部長は、専門部会を招集し、専門部活動を円滑に遂行するための必要な事項を行う。

(7) 会計監査委員は、会計の監査を行い、総会に報告する。

(8) 顧問は、会の相談役として、会の運営に協力する。

**第7条[権限]** 会長・副会長・書記会計は、すべての会議に出席し発言することができる。総会及び理事会の議決権を有する。

2 顧問は、すべての会議に出席し発言することができるが、議決権を有しない。

**第8条[任期]** 役員の任期は 1 年とし、再選を妨げない。ただし、欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

2 役員の任期は、毎年 4 月 1 日(学年委員長は選出された日)に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**第9条[選任]** 会長・副会長(教頭を除く)・専門部長及び会計監査委員は、役員選挙規定により選任される。ただし、立候補者がいない場合は、役員候補者推薦委員会の推薦した者の中から、同様の手続きで選任される。

2 書記会計は、会員の中から会長が任命する。

3 役員は、他の役員を兼ねることはできない。

## 第3章 機関・構成

### 第1節 機関・構成

**第10条[機関・構成]** この会に次の機関を置き、会員の構成は次のとおりとする。

- (1) 総会(全会員)

- (2) 評議員会(三役, 各学級委員長・副委員長, 各学級専門部長, 担当学校職員)
  - (3) 理事会(三役, 各学年委員長, 各専門部長, P T A担当学校職員, P T A事務職員, 顧問)
  - (4) 三役会(三役, P T A担当学校職員, P T A事務職員, 顧問)
  - (5) 学年委員会(各学級委員長・副委員長)
  - (6) 専門部会(専門部長, 各学級専門部長)
  - (7) 会計監査委員会(役員選挙規定により選出された監査員)
  - (8) 選挙管理委員会(役員選挙規定により選出された会員)
  - (9) 役員候補者推薦委員会(役員選挙規定により選出された会員)
- 2 上記の会の構成は, 別紙組織図のとおりとする。

**第11条[選任]** 学級委員長・副委員長及び学年委員長・副委員長並びに学級専門部長は, 次により選出される。

- (1) 学級委員長・副委員長は, 学級ごとにその学級の会員の互選により2名を選出し, 1名を学級委員長とする。
  - (2) 学年委員長・副委員長は, 学年ごとにその学年の学級委員長・副委員長の互選により各1名を選出する。
  - (3) 各学級専門部長は, その学級会員の互選により各1名選出する。
  - (4) 役員選挙規定により, 会計監査委員, 選挙管理委員, 役員候補者推薦委員を選出する。
- 2 原則として, 三役との兼務はできないものとする。ただし, 選出の過程でやむなく重複するような場合は, 先に選出された方を優先し, 関係者で協議して選出するものとする。

## 第2節 総会

**第12条[会議]** 総会は, この会の最高議決機関であり, 定期総会と臨時総会の2種とし, 会長が召集する。

- 2 定期総会は, 会計年度終了後2ヶ月以内に毎年1回開く。

- 3 臨時総会は, 理事会が必要と認めたとき, 又は会員の3分の1以上の要求があった場合は, すみやかに開かなければならない。

**第13条[議事]** 総会は, 次のことを議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 各会計の予算及び決算に関すること。
- (3) 会長・副会長及び会計監査委員の承認に関すること。
- (4) 会則制定並びに改正に関すること。
- (5) 本会の設立及び解散に関すること。
- (6) その他必要と認める事項。

**第14条[成立要件]** 総会は, 会員の2分の1以上の出席で成立する。なお, 委任状を提出した者は出席とみなすが, 議決権は有しない。

- 2 総会の議長は, 会員の中からその都度選出する。ただし三役は議長になることができない。
- 3 議事は, 出席者の過半数をもって成立し, 可否同数の場合は, 議長の決するところによる。

## 第3節 評議員会

**第15条[会議]** 評議員会は, 総会に次ぐ議決機関で, 評議員の3分の1以上の要求があったときは, 会長が召集し, すみやかに開かなければならない。

**第16条[議事]** 評議員会は必要に応じて次のことを議決する。

- (1) 総会に回る議案に関すること。
- (2) その他必要と認める事項。

**第17条[成立要件]** 評議員会は, 評議員の2分の1以上の出席で成立する。なお, 委任状を提出した者は出席とみなすが, 議決権は有しない。

- 2 評議員会の議長は, 出席者の中からその都度選出する。ただし, 三役は議長になることができない。
- 3 議事は, 出席者の過半数をもって成立し, 可否同数の場合は, 議長の決するところによる。

**第18条[任務]** 委員長・副委員長の任務は次のとおりとする。

- (1) 学級委員長・副委員長は, 評議員会・学年委員会に出席するとともに, 学級P T A活動を中心的に推進する。

- (2) 学年委員長は、評議員会・理事会・学年委員会に出席するとともに、学年PTA活動を中心に積極的に推進する。

#### 第4節 理事会

**第19条[会議]** 理事会は、必要に応じて、会長が召集する。

**第20条[議事]** 理事会は、次のことを議決する。

- (1) 評議員会にはかる議案に関すること。
- (2) 諸事業計画の推進、及び予算執行等に関すること。
- (3) 専門部の諮問した事項。
- (4) 給食費及び臨時徴収等に関する事項。
- (5) その他必要と認める事項。

**第21条[成立要件]** 理事会は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。なお、委任状を提出した者は出席とみなすが、議決権は有しない。

- 2 理事会の議長は、副会長が交代であたるものとする。
- 3 議事は、過半数をもって成立するものとする。

#### 第5節 三役会

**第22条[会議]** 三役会は、必要に応じて、会長が招集する。

**第23条[議事]** 三役会は、次の事を議決する。

- (1) 理事会にはかる議案に関すること。
- (2) 諸事業計画の推進、及び予算執行等に関すること。
- (3) 専門部等の諮問した事項。
- (4) 給食費及び臨時徴収等に関する事項。
- (5) その他必要と認める事項。

**第24条[成立要件]** 三役会は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。なお、委任状を提出した者は出席とみなすが、議決権は有しない。

- 2 三役会の議長は、副会長が交代であたるものとする。
- 3 議事は、過半数をもって成立するものとする。

#### 第6節 学年委員会

**第25条[会議]** 学年委員会は、必要に応じて学年委員長が召集する。ただし、その学年の会員の3分の1以上の要求があったとき、並びに理事会からの諮問があった場合は、すみやかに開かなければならない。

- 2 学年委員会の議長は、出席者の中から互選によりその都度選出する。ただし、学年委員長及び3役は、議長になることができない。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

**第26条[議事]** 学年委員会は、学年PTAに関する事項及び理事会から諮問のあった事項について議決する。

#### 第7節 会計監査委員会

**第27条[設置]** この会の会計を監査するために会計監査委員会を置く。

- 2 会計監査委員会は、毎年必ず2回は会計を監査し、その結果を定期総会に報告しなければならない。ただし、必要により随時に会計監査を行うことができる。

#### 第8節 選挙管理委員会

**第28条[設置]** この会の会長・副会長・専門部長及び会計監査委員の選挙に関する事務を取り扱うために選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の運営及び役員の選出方法等については、別途、役員選挙規定で定める。

#### 第9節 役員候補者推薦委員会

**第29条[設置]** この会の会長、副会長、専門部長及び会計監査委員の候補者を推薦するために役員候補者推薦委員会を置く。

- 2 役員候補者推薦委員会の運営及び役員の選出方法等については、別途役員選挙規定で定める。

#### 第4章 専門部会

**第30条[設置]** この会に専門部会を置き、その活動に必要な事項について調査・研究・立案し、理事会

の承認を得て執行する。

**第31条[構成]** 専門部は次の5つとする。

- (1) 総務部
  - (2) 広報部
  - (3) 研修部
  - (4) 生活指導部
  - (5) 保健安全部
- 2 専門部には部長1名、副部長1名(教職員)を置く。
- 3 役員以外のすべての会員は、いずれかの専門部に所属するものとする。
- 4 各学級の各専門部には、学級専門部長1名を置く。
- 5 各学級での専門部員の割合は、理事会で定める割合を基準とするが、各学級の協議で任意に変更することを妨げるものではない。

**第32条[業務]** 各専門部の業務は次のとおりとする。

(1) **総務部**

- ① 各専門部の意見調整と総合的な企画運営に関する事項。
- ② 会則等に関する事項。
- ③ 会費の徴収対策に関する事項。
- ④ 施設設備の充実をはかるための立案計画実施に関する事項。
- ⑤ 学校内外の環境整備に関する事項。
- ⑥ 他の専門部に属さない事項。

(2) **広報部**

- ① 会員相互の理解のため、広報活動に関する事項。
- ② P T A新聞の発行と利用に関する事項。

(3) **研修部**

- ① 会員研修に関する事項。
- ② 教育上の諸問題に関する事項。
- ③ 各種集会の推進に関する事項。

(4) **生活指導部**

- ① 補導員研修に関する事項。
- ② 校外補導と生活指導に関する事項。

(5) **保健安全部**

- ① 保健衛生及び安全に関する事項。
- ② 保健体育の向上発展と部活動の後援に関する

る事項。

- ③ 福利厚生に関する事項。
- ④ 学校給食に関する事項。

## 第5章 会計

**第33条[経費・収支]** この会の活動に必要な経費は、会費・事業収入及び寄付金等をもって充てる。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第34条[会費]** 会員は、正規の会費を納めなければならない。

- 2 会費は、世帯単位とし、その額は月額400円とする。

**第35条[処理]** この会計に係わるすべての処理については、別途、会計処理規則及び旅費支給規則並びに慶弔規程で定める。

## 第6章 細則

**第36条** この会の運営に関し、必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、理事会で定めることができる。

- 2 理事会は、細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告するものとする。

## 第7章 改正

**第37条** この会の会則は総会において、2分の1以上の同意を得なければ改廃することはできない。

附 則

- 1 この会の役員選挙規定・慶弔規程・旅費支給規則・P T A会計処理規則は別に定める。
- 2 令和3年4月1日 改正実施する。